みいけ

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭鑛 528 475 番

編集兼発行人　平島敏治
三鉱労組印刷工場

三鑛労組
機關紙

スト戦線異状なし
生活対策着々成る

長期ストに耐え抜く爲、本部平山厚生部長始め各支部でもあらゆる方面に働きかけてアルバイトの口や物品購入上の便宜を得べく努力を續けて來たが、此程までに纏つたものは次の通りである。

農繁期の出稼斡旋

この件については各地区別の農業時に農協からの要望としては、体験者で女もよいと申されている。共に市農林課よりの援助を求めた労働については本人と話合う事にしている。特に大牟田地区農協に於ける農家の手不足状況は（昨年実績）

銀水農協	五四三戸
唐崎農協	三六一戸
倉永〃	二三一戸
上内〃	一八二戸
三池〃	二〇五戸
玉川〃	九八戸
はや馬〃	一〇六戸
大牟田	一六八戸

以上であり十一月三日現在で二八名の斡旋を見た。荒尾地区に於ても荒尾、有明農協に対し大牟田同様斡旋いしているのでその点御注意下さい。

漁員採集の入漁料割引

黒崎地区、横須地区は三十円を十五円に大牟田地区、四山地区、荒尾大島―有明地区は二十円を十円に割引了解された。これも各地区の漁業組合の協力であり特に荒尾地区については、漁業組合の内部的問題もあり自家用としての採集のみとされている。又組合員の身分証明書を持参する者に限られているのでその点御注意下さい。

市中商店及社宅附近マーケットに對するスト協力依頼

①市商工課並びに商工会議所、各業種別組合に対しストに対する協力方を要望した。
②社宅附近マーケット（会社厚生施設を含む）に対しても各支部執行部並びに地域分会の御努力と業者側の理解ある協力により

全面的に全商品の一割以上三割の割引を決定実施中である。
③市中商店については割引は無論月賦の払込金の延期等協力を願っているので各支部毎に報告致します。

行商向の商品斡旋

この件については組合が物品を購入して行商させるのではなく商店の品物を委託販賣させて貰う事に して斡旋している。其の商店は一応各支部の指定店は無論、スト中特に臨時指定店としてやっている ところもあり、三鉱労組としては 市内鰹節、肥後屋（紙類、お茶、久留米ガスリ販賣）

有明町二番地　野瀬商店（澱粉販賣）を指定して居るので身分証明書持参の上御利用下さい。

共同物資購入斡旋

この件は一応現在としてはストの今後の状態を以て対応すべく準備中であるが、野菜、鮮魚、醤油、味噌、石けん等生活必需品の購入について各業者と交渉し事態の変化に応ずべく待期している。尚この件は業者と消費者（組合員）の協力がなければ出来ない問題であり、且又現在協力して戴く商店との関係もあるので今後十分研究して行く。

物資課賣店雜貨部一部販賣

雜貨部の一部（生活必需品）の販賣実施についてはストの戦術的問題もあるので今後十分検討の上善処する。

平山厚生部長談

以上が本部として御報告する生活対策でありますが、特に業者方に御願い申上げる事は組合として従来の様に責任をもつて物品の購入や販賣を行はぬ事であります。従つて組合は皆様方には現金で生活資金として御渡しすべく努力中でありその点御了解の程御願いします。

豐作は苦闘の果に

稲は豐作だ。稲扱機の音が明るい。
蔓入れの喜びのなかで、農夫は思う。―これだけ慈らせるには、どれ程闘ったら。
―雨中の田植、炎天の草取、危険な螟虫。
苦しさの果てに、豐作がきた。
吾々の生活もそうだ。
苦しみを一つ一つ噛みあげて、
はじめて明るいくらしができる。

炭のない貯炭場

貯炭廿万トンを算した貯炭場も、
長期ストで空になった。
つめたい風が、炭のない貯炭場を吹いてゐる。
吾々の生活にも、風が吹いてゐる。
その風に耐えるものだけが、暖い春を知る
闘ひのヤマは近づいた―
もう一息だ、闘ひ抜かう。

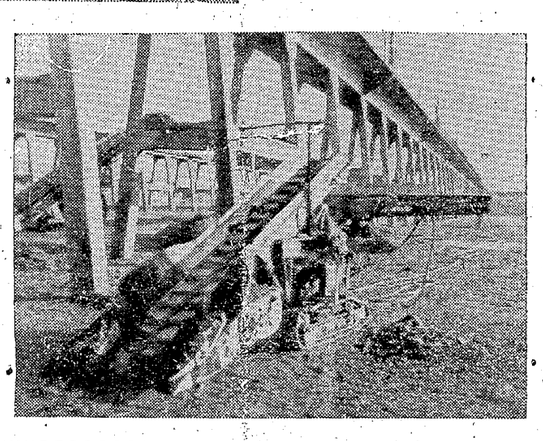

港務支部

各指定店月賦及び新港マーケットの十一月十五日払込分に就ては個々的に評会の上協力する。

本所支部

指定店の十一月十五日払込分を延期する。但し保安要員として多く出動した人は払込を願う。

三作支部

銀水社宅の八百屋の野菜（原価販賣）指定店全部十一月十五日払込は延期するよう交渉中である。

宮浦支部

指定店全部十一月十五日払込は延期する。

三川支部

指定店十一月十五日の支払に就いては延期する。但金額持参の方に関してはそのかぎりでない

書記局便り

十月三十日　川端中岡帰山
〃　廿一日　総評福野事務局長講演（飯塚）平島潤東部長出席
十一月三日　中央執行委員会
〃　四日　炭鉱婦人代表者会議北岡教宣部長外婦人代表者出席

秋季大闘争の主軸
炭労電産の同志と共に徹底的に闘わん

第九回大地ぶ沿道を情宣した。なお大牟田地評々議員会は左の様な激励文を三鉱に寄せた。

三鑛組合員の皆さん

大牟田地方労働組合評議会は皆さんの大闘争に対して深甚なる敬意と感謝をおくるものであります。炭労、電産の闘ひは決して皆さん方だけのものでなくて実に全国の労働者数百万の闘ひであります。労働組合総評議会を中心として全国労働組合の同志は続々として立ち上りつゝあります。我々も全力をあげて皆さんと共に秋季大闘争を闘い抜く事を誓く御約束申上げますと共に最後迄執行部を中心として徹底的に闘はれんことを切にお願ひ致す次第であります。

大牟田地方労働組合評議會

炭鑛労働者の皆さん

われ〳〵金属鉱山労働者は、みなさんの誇散な闘争にたいして心からのあいさつを送ります。われ〳〵は同じ地下産業に働く労働者としてばかりでなく、労働者階級の一員として、いな平和と独立をねがう日本国民の一人として、みなさんの闘争のなりゆきを見つめ、声援と激励を送るものであります。なぜならば、みなさんの闘争は地下産業労働者の生活改善の闘いであることはもちろん、労働者階級のための闘いであり、平和と独立を要求している日本全国民の願いを指導し、前進させる闘いであるからであります。

総選挙後、日本の反動的支柱吉田、鳩山らは、公然と戦争準備の軍国内閣をつくりすべての平和と独立のための闘争をおしつぶし、日本に反動独裁政治の網の目をはりめぐらし、戦争に向つて馬車馬のようにかけだしています。

これにたいして、みなさんは驚嘆などゝともに賃上げ闘争をもつて攻撃しているのであります。

みなさんとそれ〳〵の前衛であるわれ〳〵金属鉱山労働者とても、戦争政策のために、首切り、労働強化、低賃金にあえいでいます。みなさんのこの果敢な闘争をだまつて傍観していられるでしょうか。

われ〳〵として、やらなければならない任務は、みなさんの闘争を孤立化させないように、すべてのみなさんの闘争に実力で参加することだと思います。

とくにわれ〳〵金属鉱山労働者は、血でつながつた同じ地下労働者であります。われ〳〵は、階級的責任においても、労働協約改訂、単一化実現の諸要求をひつさげて、みなさんのあとに続き、みなさんの闘争を実力で支援する決意に燃えています。

現にわれ〳〵は四月闘争ようやく勝ちとつた賃金協定では最低生活すらもできなくなりました。そこでその不足分として一時金を要求して闘つています。この闘争を強力におし進めることこそがみなさんの闘いを激励する真の贈物であると思います。炭鉱労働者の皆さん、ともに手をとりともに闘いましよう。

全日本金属鉱山労働組合運合会
中央執行委員長　原口幸隆

御健闘を祈る。円仏三鉱運委員長とも連絡して協力せん。

田中稔男

〃　〃　三染勞組
〃　〃　合成勞組
闘争シンコク頑張レ
内村參議員

陣中見舞金一封　坂本泰良

御存知ですか　調査部

今後本欄、御存知ですかを利用して組合員の方が知りたいと思うことを掲載致します。

① 石油合成の巻

①賃金ベース　12.770.00　職能プール制
②協定期間　昭和27年4月より次期改訂まで　（期間の定めなし）
③賃金制度　金員月給制
④平均家族構成　2.7人
⑤賃金形態

基準内賃金

	【金額】	【率】	【職務給格付】		
基本給	4.411.00	34.5	特級	5.200.00	課長以上
勤続給	600.00	4.6	一級	4.200.00	古参係長
精勤給	1.400.00	10.9	二級	3.700.00	〃
職務給	1.815.00	14.2	三級	3.300.00	新任係長
臨時手当	2.204.00	17.3	四級	2.900.00	古参係員及係員
役手当	250.00	1.9	五級	2.500.00	係員　職長
職場手当	138.00	1.1	六級	2.100.00	〃　〃
住宅手当	82.00	0.9	七級	1.800.00	一般
家族給	1.870.00	14.6	八級	1.500.00	〃
合計	12.770.00	100.0	九級	1.200.00	女子

⑥支給要領
イ、基本給　旧制大学3.840.00　新制大学3.650.00
専門学校3.265.00　新制高校2.640.00
新制中学1.645.00
ロ、勤続給　勤続制　一年につき　60.00
ハ、精勤給　20日を基準として月額　1.000.00
1日欠勤につき80.00減額
ニ、職務給　別表
ホ、臨時手当　基本給の50%
ヘ、役手当　医師月額3.000.00　係長月額1.000.00
ト、職場手当　豚族1日に付50.00
カボン及分離ガス1日に付25.00
チ、住宅手当　200.00
リ、家族給　一人目1.000.00　二人目500.00
三人目以上一人につき400.00.

⑦平均所得八月分　（単位円）

区分	性別	基準内平均	基準外平均	所得平均	最高所得	最低所得	基本給平均
職員	男	17.758	2.106	19.864	41.205	9.260	6.612
〃	女						
従業員	男	11.653	2.952	14.605	27.629	5.068	3.928
〃	女	7.416	549	7.965	13.151	4.895	2.865

前進
刺身のツマか？
―就業規則改訂意見書提出に當つて―

昭和廿三年三月から實施されて來た三池炭鉱の就業規則が約四年有余を經た今日、改訂された。

言うまでもなく就業規則は基準法八十九條により会社側にその制定權が附與されていると、ろであるが、吾が三池炭鑛では協約第六條で、四週間の組合との協議期間が認められている。然しその期間も滿了し愈々効力の發生を見ようとしている折柄十數回に亘る會社との協議經過を省みて、その特徴を二、三拾つて見よう。

先ず総括的に言える事は、今回の改訂は労働協約に基いての案であり、従來の規則に比して詳細に規定されたことは好いとして、例えば「この規則が同僚上司相協力して職場の秩序を保持する」とあつたのが、「鑛員は上司の指示に従い……」云々と變つた基本方針でもわかるように、全体を通し見るとき職制の強化乃至は會社の一方的專權規程としての性格が露骨に表現されて來た事である。

賞罰規程の中にも解雇は労働者にとつて重大な問題であり、労働協約の中にも明確に記載してあるのを殊更に誤解し易い表現を用い（三十条）労協の細部協定認定委員会の如き、それが現行取扱いの實態である場合でさえ極力消極的表現で糊塗し、労働者に対する警告乃至債務的事項はむしろどう喝的なまでに誇大に表現して居るのは遺憾である。

尚社宅に関する附屬規程を新たに制定した。これは所有權に基いての事ではあろうが、然し労基法に謂う「當該事業場の労働者のすべてに適用される」ものでない事は明かである。

即ち社宅は三池炭鑛の厚生施設ではあろうが事業場ではない會社も認めている如く社宅等の福利施設と事業場とは明かに區別しているところであり、事業施設の延長として廣義に解釋する事は出來ない。尚他の社宅外の通勤者には住宅手當を出している事實からしても社宅居住者が消極的な形で賃料を出している事にもなり一般の借家人の立場と何等異るところはない。又三池炭鑛従業員数一八・六七〇人（九月末現在）に對し従業員社宅戸數は一〇・三〇〇戸で総数の五五%の入居率でしかなく、基準法第八十九條の九号に謂う労働者のすべてに適用される定めでもない。然も昭和廿六年十二月十日付労働協約第五章労使協議会、第七十一条第六号に於て「福利厚生に関する事項は組合と協議する」ことを協定し本協定が鑛員の生活に重大なる影響を與える事柄である以上會社は組合と協議を義務づけられている事項であり、労使協議会に附議する事なく組合の意見を無視して制定することは労協違反である。

この他今回の改訂案の中には試用期間制定、監断業務の問題等労協違反の疑いのある事項が相当散見される。労働協約が「各山の慣行」等という表現を用いた爲に双方の解釋に食い違いを來した事も否めないところで結局之等は今後基準局がどう判定を下すかで決まる譯である。

我々は當局の公正なる態度を期待すると共に、今回の意見書を就業規則改訂の形を整える單なる刺身のツマ的なものに終らしめる事なく、來るべき労協改訂交渉或いは日常闘争の中に於て此の組合意見書を中心とした闘いを不断に展開しなければならない。

時局あれこれ
（漫筆）
―新語渉猟の巻―

宮浦支部　中山生

★ガイダンス　解説＝ジルバやチーク党のファン諸氏には全くお気の毒に思ふが、踊りの新手のことではない。教育用語也…残念でスナ。―そこで字引だ。「社会の一員としての児童の自己実現を、児童自身の自己決定を基礎として、組織的に援助する指導」―あゝ、やゝこしゝ…分りますか？

例　先生「地空すゞめさん上ではゞ越後獅子の歌〃を歌ツて見て下さい」
すゞめ「ハイ！」（ユウとて歌ふ）
先生「大変良く出来ましたネ、美空ひばり先生そつくりですよ。でも少し節廻しに難があります。稽古してネ―教材はあつて？」
すゞめ「六枚目のレコードがもう所々は聞えると思ひますワ―ねエセンセエ、すゞめ…ノド自慢に出度いワ」
先生「そおネ、もうフロ〳〵と

★二十五時　解説＝どうにも手の施し様のない土壇場、つまり行きも戻りも出来ない袋落の時（語源）ルーマニヤ作家ゲオルギユの小説「二十五時」

例　司法大臣「裁判所は、王宮前広場を国民に使用させない政府の措置を、憲法違反だと判決しました」
宰相「何をいふ。政府の決定は絶対ちや、そして余が政府ちや！」
司法大臣「大変で御座ります。国民が広場に押寄せました」
国民の声（法を踏み躙るヨシノ宰相を倒せ、我々主權者に正しい力を返せ!!）
宰相「警官隊を差向けろ、ピストルを使用させろ、否催涙ガスがえゝ、えゝ聞ぬるい、大砲だツ!!」
司法大臣「申訳御座りません。警官隊は破防法違反第一号で貴方を逮捕するといつて、只今官舎を包囲しました。」

★署名運動　解説＝「何人も法則、命令、規則の判定、廃止、改正その他の事項に関し、平穏に請願する權利を有し」の法文を行動化したもの。

例　母親「まアこの児ツたら―何なのこれ？…笠置シヅ子、大下弘なんて？」
子供「お姉さんのサイン帖だよ」
お母さんも書いてネ、ホクお父さんにお小遣ひ増賃嘆願をするんだい。」

世界の動き

對日講和批准拒否
比国野党の態度決る

フイリピン上院の多数党ナショナリスタ党は卅日、対日平和条約批准問題に対する党の立場を再審議するため秘密役員会を開いたが結局同党は対日平和条約批准反対の立場を変えないことに決定したといわれる。なお廿七日に行われた米比安全保障会議で米国側代表はフイリピンに対して対日平和条約を批准するよう要請したと伝えられる

L再軍備をする様であれば比国もソツポむくであろう」

第三次大戦あり得ず
ネール首相語る

ネールインド首相は一日夜の放送演説で「現在第三次戦争の可能性はほとんどない」と次のように述べた。現在朝鮮問題が行詰り状態を呈していることから第三次大戦に対する恐怖が存在していることは事実だが私は第三次大戦の可能性はほとんどないとみている。今度戦争があれば吾家も文化も全面的に破壊されるであろう。

L だから平和運動が必要だ!!」

朝鮮問題など三項目
社左ア会議で提案

社会党左派では一日、衆議員会館で外交委員会を開き来年一月ビルマのラングーンで開かれるアジア社会党会議に対する党の態度、提案事項などを協議したが同会議を重視した鈴木委員長、野溝書記長、和田政審会長らの中から団長を選び強力な代表団を編成同会議に臨むことを決定した。なお単なる社会主義インターの下部組織たる組織的グループたらしめず独自の機能を持つものに発展せしめたいとの意図で次の三議案を同党から提案する。

1、朝鮮問題に対する決議
1、アジア民族運動の性格と方向
1、社会主義インターに対するアジアの要望

疑問応答

厚生部関係で御不明の点はどしどしお尋ね下さい。

問＝健康保険では保険事故が発生した場合でも給付をもらえない場合があるでしようか？、具体的に御説明下さい。（玉生）

答＝種々ありますので項目別に説明しましよう。

一、故意の犯罪行為はそれ自体反社会性、反文化性の行為であつて刑法上においても処罰される行為である。従つて保険関係に於ても保険給付の全面的な制限をなされます。

例①闘争科の受傷者の加害行為によつて被保険者が死亡した場合
②喧嘩に基いて傷病を起した場合　又は負傷をなそうとして却つて負傷した場合
③自ら自己の身体を傷つけた場合　又は自殺未遂に因る負傷の場合

二、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて事故を生ぜしめた場合以上の場合は保険給付の全部又は一部を支給しない。

三、療養の指揮に従わない場合
被保険者が保険医のなす療養に関する指揮に反するときは、自然その治癒を引延させたり又は虚病の疑れがある場合、その他必要と認むる場合には保険給付を受ける者の診断をなすことができる。この診断を拒んだ場合には不正事実の存在するものと認めて保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。但し診断を拒む正当な理由がある場合を認めた場合はこの限りでない

六、健保法第六十二条第一項及第二項に該当する場合
①本法施行区域外に在るとき（日本の領域を出た場合）
②矯正所その他これに準ずるものに入院せしめられたとき
③監獄、留置場又は労役場に拘留されたとき
④伝染病予防法によつて収容されたとき
⑤癩予防法によつて療養を受けたとき
⑥災害救助法によつて療養を受けたとき

通松公民館の運動會

勝立通松社宅公民館（戸数二二〇戸）では二十六日午前九時より勝立グラウンドで闘争の蹶起大会を兼ねて運動会を開催した。参加人員千数百人でスト中の運動会らしく昼食抜きで行はれ婦人会もストを闘い抜くと力強く誓つた。尚当日の圧巻は地区対抗の老若男女のリレーで一位は第二地区が獲ちとつた。

激勵文

再軍備に狂奔する國際的反動の嵐の中に於て、労働者の生活權擁護のために、秋季闘争の突破口として闘ふ貴労組の英雄的闘争を支援し、限りなき聲援を贈るものであります。

一九五二年十一月五日
電化大牟田勞組

組合千一夜（第五十八話）
風去りしが（五）

出雲義雄作
八慈悠一畫

と言そのことについては弁解のしやうはないのですけれども、それ以上の屈辱には堪へられなかつたのでした。悲しみと微りとについ嘗管になつて、これほどお願ひしてゐるのに、どうして貴方は解りにならないのですか。妾達の姿を入れるやうに、戸田は早くからお願ひしてあるはずです。とゝもいつては見ましたが、所詮は老人の反感を買ふだけでしたあゝ、戦争のおかげで、妾達は誰よりか不幸になつた。月明りの道を歩きながら、思ひきり泣いたものでした。この上はたゞ戸田の帰に悲しみをあたへぬ心算で、自分襟を待つより他に、老人の困惑とが苦しみ、積極的な援助もしてや頑固をときほぐす術はないと思はれました。しかし、その戸田も最早遅つて来ないと明瞭になつたからには、すべては崩れ去つてしまつたと同然です。

妾達の運命は行詰つてしまひました。これからは一層困難な立場ばかりでしよう。あれから、やゝもすれば自暴自棄に陥りそうな自分の意志を、ちつと支へながら今日までやつて参りました。

ひとりでは生きて行けないといふ、女の本質的な孤独は、失意、悲哀、悔恨、そういつた感情の渦巻のなかで、救ひのない自分の姿。

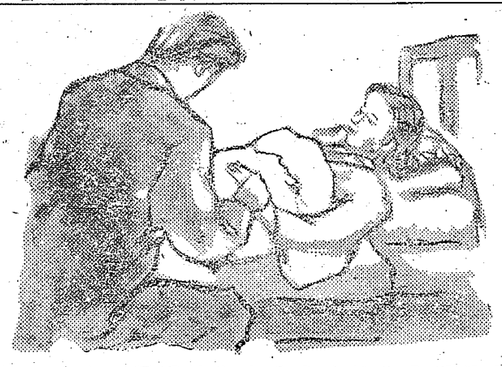

―終り―

社會主義
第18號

総選挙後の組織問題　高野実
戦線戦をおえて　山川均
選挙後雑感　中村哲
左派社会党の成長　向坂逸郎
真の社会主義政党へ　高橋正雄
ソ連社会主義の實態（下）　畑中政春　野々村一雄　高島祖典　向坂逸郎